

長野県森林づくり指針の概要

林 務 部

1 指針の策定根拠及びこれまでの経過等

[根拠]

長野県ふるさとの森林づくり条例（平成16年制定）

知事は、本県の目指すべき森林の姿を明らかにし、その実現に向けた森林づくりに関する施策を推進するための基本となる指針を定めなければならない（第9条）

[経過等]

年度	項 目	計画期間	策定等の方向性
H17年度	「森林づくり指針」 策定	H18～H27	「県民みんなで支える森林づくり」を柱に間伐等の森林整備を推進
H22年度	「長野県森林づくり指針」 策定	H23～R 2	情勢変化や国の施策を踏まえ、木材利用と関連産業の強化の視点を加え見直し
R 2 年度	計画期間を2年延長	～R 4	県総合5か年計画と計画期間等を整合
R 4 年度	新たな指針の策定	R 5 ～R14	森林の若返りや森林整備を支える担い手の確保・育成等の視点を強化

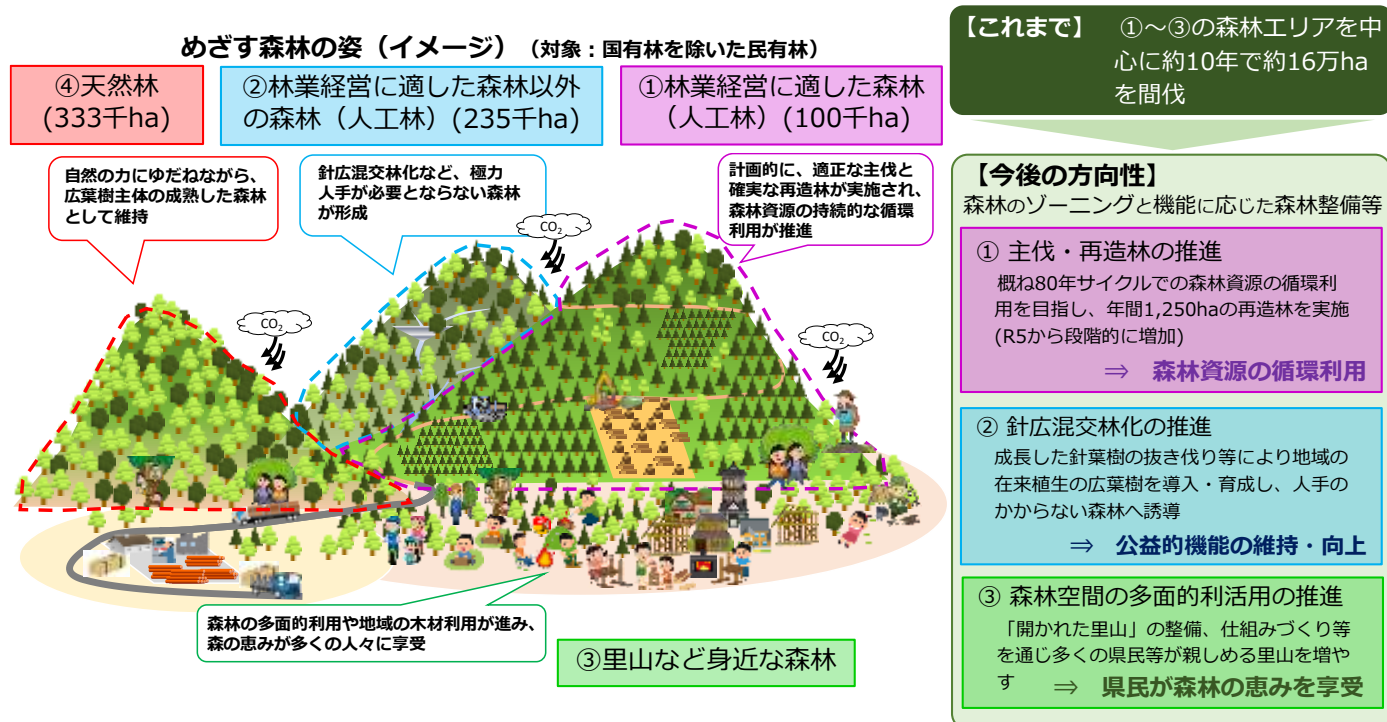
2 森林・林業を巡る現状と課題

分 野	主な現状・課題
森林整備	・約10年間で民有林人工林の約半分に当たる約16万haの間伐を実施 ・民有林人工林の約8割が50年生を超え森林資源は充実 ・2050ゼロカーボン実現のため、森林の持つCO₂吸収・固定の役割が重要 ・民有林人工林のうち20年生以下の森林は非常に少なく、森林の若返りが進んでいない状況
木材生産	・H21に約30万m³だった木材生産量はR3には約62万m³まで増加 ・今後、間伐は人工林の高齢級化により対象森林が減少 ・木材生産を進めるに当たって間伐から主伐・再造林への転換がポイント
県産材 流通・利用	・カラマツ2×10材や耐火集成材など、都市圏において付加価値の高い県産材製品の活用が開始 ・ウッドショックなど木材需給情勢の変動に左右されにくい県産材の流通体制の構築や県内製材工場の活性化、県産材の需要開拓が重要
担い手の確保	・林業就業者はH21の約2,600人からR3の約1,500人と長期的に減少も、近年は持ち直しの傾向（R2→R3で50人増） ・素材生産作業の従事者は900人程度で微増傾向の一方、保育作業従事者は減少しており、今後の再造林推進に向け、担い手の確保が最重要課題
森林の 多面的利用	・里山整備利用地域が105地域に、森林（もり）の里親契約件数がH21の51件からR3の146件に増加するなど、地域主体の里山の利活用や企業による森林整備の取組が活発化 ・高齢化や過疎化が進展する中、森林を健康や環境、観光などに活用することで地域産業の振興を図るとともに、多くの県民が森林に親しむことのできる環境づくりを推進することが重要

3 めざす森林の姿

○ おおむね100年先には、針葉樹林、広葉樹林、針広混交林がバランスよく配置され、多様な林齢、樹種からなる森林が形成され、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されています。

- 「林業経営に適した森林」では、適期の主伐、その後の再生林や保育が適切に行われ、森林資源の循環利用や二酸化炭素吸収・固定量の確保を通じ、人々の暮らしを支えています。
- 「林業経営に適した森林」以外の森林のうち、針葉樹人工林では、択伐（更新伐等）の後、在来植生の広葉樹を誘導・育成し針広混交林が形成されるとともに、天然林では必要に応じ最低限の施業が実施され、広葉樹を主体とする成熟した森林として維持されています。これらの森林は、公益的な機能を高度に発揮し、人々の暮らしを守り続けています。
- 里山など人の暮らしに身近な森林の多面的利用や、人々の生活の様々な場面における木材利用が進むなど、みどりや木といった森の恵みが多くの人々に享受されています。



4 基本目標と3つの基本方針

基本目標 森林づくりで未来につなぐ 森の恵みとゆたかな暮らし

森林づくり

- 成熟した森林資源を循環利用しながら進める森林の若返り
 - 森林整備を支える担い手の確保・育成
 - 県産材の利活用や森林の多面的利用の取組等
- を通じ、

- ✓ 地域の林業・木材産業の活性化
 - ✓ 森林と人との結びつきの深化
- が図られることにより、

将来にわたって森林の恵みが人々にもたらされ豊かな暮らしにつながる社会をめざします。



5 施策の体系と主な取組等

基本方針 県民の暮らしを守る森林づくり

① 森林整備の推進

② 災害に強い森林づくりの推進

③ 集積・集約化等による適切な森林管理の推進

④ 野生鳥獣対策の推進

＜主な取組＞

- 林業経営に適した森林以外の人工林のうち、公益的機能の高度発揮をめざす森林では、治山事業等による整備や、成長した樹木の抜き伐り（択伐）等による針広混交林化等を推進
- 「流域治水」の取組と連携しつつ、森林の浸透機能・保水機能の維持・向上を図るため、森林整備と治山事業を一体的に推進
- 林業経営に適した森林における、森林経営計画や、森林経営管理制度の活用による林業経営の効率化や適切な経営管理を推進
- 野生鳥獣が集落周辺に出没しにくい環境をめざし、里山と集落の間の緩衝帯の整備等の生息環境対策、適切な捕獲対策、防除対策を総合的に促進

＜主な数値目標＞

森林整備面積	8,700ha (H29・H30平均)	⇒	9,650ha (R9)	⇒	9,300ha (R14)
保全される集落数（累計）	2,174集落 (R3)	⇒	2,414集落 (R9)	⇒	2,614集落 (R14)
森林の集積・集約率	19% (R3)	⇒	40% (R9)	⇒	50% (R14)
ニホンジカ捕獲数	32,492頭 (R3)	⇒	40,000頭 (R9)	⇒	40,000頭 (R14)

基本方針 持続的な木材供給が可能な森林づくり

① 適正な主伐と計画的な再造林の推進

② 林業就業者の確保・育成と林業事業体の経営強化

③ 林業の生産性の向上

④ 県産材の安定的な供給体制の確立

⑤ 様々な用途での県産材需要の拡大

＜主な取組＞

- 林業経営に適した森林において、周辺環境との調和を図るため「長野県 主伐・再造林推進ガイドライン」に適合した適正な主伐を推進するとともに、再造林を計画的、段階的に推進
- 林業事業体における雇用環境の改善や経営力の向上等による林業就業者の確保・育成を図るとともに、多様な人材の活用促進等により植栽や下刈り等の保育従事者を確保
- 高性能林業機械の導入促進、林内路網の整備、林業DXによる森林情報の高度利用やスマート林業の推進等により林業の生産性を向上
- 県内外等の県産材需要に対応するため、川上から川下までを垂直的に繋げる流通の仕組みや、製材工場等が製品を共同で出荷する水平連携の仕組みづくりを促進
- 信州ウッドコーディネーターの配置等による木材需要の掘り起こしやウッドチェンジに繋がる製品開発等により、様々な県産材利用拡大の取組を促進

＜主な数値目標＞

造林面積	277ha (R3)	⇒	1,000ha (R9)	⇒	1,250ha (R14)
新規就業者数	99人 (H29～R3平均)	⇒	120人 (R5～R14の各年)		
林業就業者数	1,499人 (R3)	⇒	1,600人 (R9)	⇒	1,600人 (R14)
林業産出額のうち木材生産	5,209百万円 (R2)	⇒	7,170百万円 (R9)	⇒	7,636百万円 (R14)
木材生産量	625千㎡ (R3)	⇒	830千㎡ (R9)	⇒	880千㎡ (R14)

基本方針 県民が恩恵を享受できる森林づくり

① 森林の多面的利活用の推進

② 森林等に関わる多様な人材の育成

③ 多様な主体による森林への関わりの推進

＜主な取組＞

- 多くの県民等が気軽に利用できる「開かれた里山」の整備と仕組みづくりを推進
- 関係人口の増加による山村の発展を図るため、「森林サービス産業」の取組を推進するとともに、情報発信や人材育成を担うプラットフォームを形成
- 企業と連携した森林整備や、都市部に譲与された森林環境譲与税の県内の森林整備への活用に加え、森林のCO₂吸収量をクレジットとして企業等に販売できるJ-クレジット制度について、県有林での活用や市町村の公有林等での導入を促進

＜主な数値目標＞

県民が広く親しめる里山の数（累計）	— (R4)	⇒	50箇所 (R9)	⇒	75箇所 (R14)
森林サービス産業に取り組む地域プロジェクト数（累計）	— (R4)	⇒	50PJ (R9)	⇒	100PJ (R14)

○ 施策を進める上での重要な視点

① 森林のゾーニングとその機能に応じた森林整備

- 民有林人工林約 33 万ヘクタールを、「林業経営に適した森林」（約 10 万ヘクタール）とそれ以外の森林（約 23 万ヘクタール）にゾーニングします。
- 「林業経営に適した森林」では、伐期の長短はあるものの概ね **80 年サイクルでの林齢の平準化**（1 年生から 80 年生まで全ての林齢の人工林が万遍なく存在）を**目指し、主伐・再造林による森林資源の循環利用を推進**します。
- 「林業経営に適した森林」以外の人工林では、成長した樹木の抜き伐り等による針広混交林化を進め、**公益的機能の高度発揮を図ります**。
- これらの取組により、概ね 50 年後の**民有林全体の針葉樹と広葉樹の比率を現在の 6 : 4 から 4 : 6 に転換**させることにより、森林資源の循環利用を図る森林と公益的機能の高度発揮を図る森林のバランスについて、民有林全体での最適化を目指します。

② 森林の二酸化炭素吸収量の確保

- 「林業経営に適した森林」における再造林の加速化やその他の森林における針広混交林化などの適切な森林整備を通じ、**2050 ゼロカーボン達成を見据え、2050 年度における年間 200 万 t-CO₂ の森林吸収量の確保**を目指します。
（2030 年度：177 万 t-CO₂、2040 年度：188 万 t-CO₂）

③ 林業・木材産業の振興

- 主伐・再造林の推進により、**令和 9 年には 80 万 m³を上回る木材生産量**を実現します。
- 加えて、県産材製品の高付加価値化や大消費地に向けた販路拡大等により、現状の**製材品出荷量を令和 9 年には 1.4 倍、令和 14 年には 1.6 倍に増加**させ、森林県から**林業県への飛躍**を実現します。
- 木材生産を担う中核的林業事業体等では、生産性の向上と間伐から主伐への転換により、**一人当たりの生産量増加による「稼ぐ林業」**を実現します。

④ 担い手確保

- 所得の増加や安全対策の強化等の雇用環境の改善により**新規就業者を着実に確保**するとともに（毎年 120 人）、通年雇用や専業以外の働き方も視野に入れた「**多様な林業**」の担い手の確保も図り、林業への多様な関わりを目指します。

⑤ イノベーション創出

- 多様化する木や森に関わるニーズに対応するとともに、地域の活性化や関係人口の増加を図るため、森林・林業に関わらず**様々な分野との連携による新しい雇用やイノベーションの創出を促進**します。（森林サービス産業の振興等）
- 森林・林業・木工に関する教育機関、試験研究機関が集積している木曽谷・伊那谷地域の特性を活かした、**質の高い教育の提供と創業支援を通じたイノベーション創出**を目指します（木曽谷・伊那谷フォレストバレーの形成）